

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

- A 1 次の記述は、指定事項の変更について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は予備免許を受けた者が□A□の指定の変更を申請した場合において、□B□特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

A

- 1 工事落成の期限、周波数又は運用義務時間
- 2 工事落成の期限、周波数又は運用義務時間
- 3 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間
- 4 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間

B

- 1 混信の除去その他
- 2 電波の規整その他公益上
- 3 混信の除去その他
- 4 電波の規整その他公益上

- A 2 次の記述は、無線局の使用する周波数に関して述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし誤っているものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 機上DME及び機上タカンを使用する無線局の周波数は、1,025MHzから1,150MHzまでの1MHz間隔の周波数とする。
- 2 ATCRBSの無線局の使用する周波数であって、地表に開設するものは、1,030MHzとする。
- 3 ATCRBSの無線局の使用する周波数であって、ATCトランスポンダのものは、1,090MHzとする。
- 4 ILSのグライド・パスを使用する無線局の周波数は、75MHzとする。
- 5 ACASを使用する無線局の周波数は、1,030MHzとする。

- A 3 航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができない場合において、その航空機が日本国内の目的地に到着するまでの間、電波法第39条（無線設備の操作）ただし書の規定により、無線従事者の資格のない者が無線設備の操作を行う場合においては、その操作はどの通信を行う場合に限られるか。電波法施行規則の規定により正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信
- 2 遭難通信、緊急通信及び安全通信
- 3 遭難通信、緊急通信及び安全通信並びに航空機の安全運航に関する通信
- 4 遭難通信、緊急通信及び安全通信並びに航空機の安全運航に関する通信及び航空機の正常運航に関する通信

- A 4 次の記述は、無線局の運用に関して述べたものである。電波法の規定に照らし誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を運用する場合には、空中線電力は、免許状等（免許状又は登録状のことをいう。）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
 - (1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
 - (2) 実験無線局を運用するとき。
- 3 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A 5 次の記述は、航空機局の運用について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局の運用は、その航空機の□Aに限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、第52条(目的外使用の禁止等)各号に掲げる通信(遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信をいう。)を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

航空局又は海岸局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、□Bことができる。

航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は□Cについて、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 航行中及び航行の準備中	その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める	使用電波の型式若しくは周波数
2 航行中及び航行の準備中	通信の停止を命ずる	使用周波数
3 航行中	その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める	使用周波数
4 航行中	通信の停止を命ずる	使用電波の型式若しくは周波数

A 6 無線通信の原則について、無線局運用規則に規定されていないものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後に訂正しなければならない。
- 4 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。

A 7 次の記述は、航空移動業務の無線局における電波の発射前の措置について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空移動業務の無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、□Aによって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信を行う場合並びに他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合は、この限りでない。

の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、□Bでなければ呼出しをしてはならない。

A	B
1 自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数	空中線電力を調整し混信を与えないことを確かめた後
2 自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数	その通信が終了した後
3 自局の発射しようとする電波の周波数	空中線電力を調整し混信を与えないことを確かめた後
4 自局の発射しようとする電波の周波数	その通信が終了した後

A 8 次の記述は、使用電波の指示について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

責任航空局は、□Aに対し、第152条(周波数等の使用区別)の使用区別の範囲内において、当該通信に使用する電波の指示をしなければならない。ただし、同条の使用区別により当該航空機局の使用する電波が特定している場合は、この限りでない。

航空機局は、の規定により指示された電波によることを不適当と認めるときは、の責任航空局に対し、その指示の変更を求めることができる。

航空無線電話通信網に属する責任航空局は、の規定による電波の指示に当たっては、□Bをそれぞれ区別して指示しなければならない。

の責任航空局は、及びの規定により電波の指示をしたときは、所属の航空無線電話通信網内の他の航空局に対し、□Cを通知しなければならない。使用電波の指示を変更したときも、同様とする。

A	B	C
1 自局の通信圏内にあるすべての航空機局	呼出し及び応答周波数並びに通信周波数	その旨及び指示した電波の周波数
2 自局の通信圏内にあるすべての航空機局	第一周波数及び第二周波数	その旨
3 自局と通信する航空機局	呼出し及び応答周波数並びに通信周波数	その旨
4 自局と通信する航空機局	第一周波数及び第二周波数	その旨及び指示した電波の周波数

A 9 次の記述は、遭難通信及び緊急通信について述べたものである。電波法の規定に照らし誤っているものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- 2 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行われる無線通信をいう。
- 3 無線局は、遭難信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 4 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに应答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 5 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A 10 次の記述は、遭難通報のあて先について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、□A、責任航空局、交通情報航空局その他適当と認める航空局にあてるものとする。ただし、状況により、必要があると認めるときは、□Bことができる。

- | A | B |
|------------------------|-------------|
| 1 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | あて先を特定しない |
| 2 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | 捜索救難の機関にあてる |
| 3 最も近くにある航空局 | あて先を特定しない |
| 4 最も近くにある航空局 | 捜索救難の機関にあてる |

A 11 次の記述は、遭難通報等を受信した航空局及び航空機局のとるべき措置について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信したときは、□Aこれに应答しなければならない。

航空局は、自局以外の無線局（海上移動業務の無線局を除く。）をあて先として送信された遭難通報を受信した場合において、これに対する当該無線局の应答が認められないときは、遅滞なく、当該遭難通報に应答しなければならない。ただし、他の無線局が既に应答した場合にあっては、この限りでない。

航空局は、□Bを受信したときは、遅滞なく、これに应答しなければならない。ただし、他の無線局が既に应答した場合にあっては、この限りでない。

航空局は、 から までの規定により遭難通報に应答したときは、直ちに当該遭難通報を □C しなければならない。

航空局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを □C しなければならない。

から までの規定は、航空機局に準用する。この場合において、中「 から まで」とあるのは、「 及び 」と読み替えるものとする。

- | A | B | C |
|----------------|---------------|---------------------|
| 1 現に通信中の場合を除いて | あて先が明確でない遭難通報 | 航空交通管制の機関に通報 |
| 2 現に通信中の場合を除いて | あて先を特定しない遭難通報 | 航行中のすべての航空機の航空機局に送信 |
| 3 直ちに | あて先が明確でない遭難通報 | 航行中のすべての航空機の航空機局に送信 |
| 4 直ちに | あて先を特定しない遭難通報 | 航空交通管制の機関に通報 |

A 12 次に掲げる伝送のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定により、すべての無線局に禁止されている伝送に該当しないものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送
- 2 長時間の伝送
- 3 不要な伝送
- 4 過剰な信号の伝送

A 13 次の記述は、無線検査簿及び無線業務日誌について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人又は登録人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を□Aの記載欄に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容は、□Bに記載しなければならない。

使用を終わった□Cは、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。

A	B	C
1 無線検査簿又は無線業務日誌	無線業務日誌	無線検査簿
2 無線検査簿又は無線業務日誌	無線検査簿	無線業務日誌
3 無線検査簿又は無線局検査結果通知書	無線業務日誌	無線業務日誌
4 無線検査簿又は無線局検査結果通知書	無線検査簿	無線検査簿

A 14 無線局がその免許を取り消されることがあるのはどの場合か、電波法の規定により正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるとき。
- 2 電波法第73条第1項の規定による検査（定期検査）の通知を受けた無線局がその検査を受けなかったとき。
- 3 免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 4 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。

B 1 次に掲げる事項のうち、電波法第8条（予備免許）の規定により、総務大臣が無線局の予備免許を与えるときに指定する事項に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 免許の有効期間
- イ 電波の周波数の偏差及び幅
- ウ 呼出符号（標識符号を含む。）呼出名称その他の総務省令で定める識別信号
- エ 空中線電力
- オ 運用許容時間

B 2 次の記述は、呼出し及び応答に関して述べたものである。無線局運用規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実にない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- イ 航空移動業務における呼出しは、「（1）相手局の呼出名称 3回以下、（2）自局の呼出名称 3回以下」、応答は、「（1）相手局の呼出名称 1回、（2）自局の呼出名称 1回」をそれぞれ順次送信して行う。
- ウ 無線電話通信においては、航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも1分間の間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならない。
- エ 自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」の略語を使用して直ちに応答しなければならない。
- オ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。

B 3 次の記述は、遭難通報の送信事項について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報(海上移動業務の無線局にあてるものを除く。)は、**ア**(なるべく3回)に引き続き、できる限り、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、遭難航空機局以外の航空機局が送信する場合には、その旨を明示して、次に掲げる事項と異なる事項を送信することができる。

(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称(遭難通報のあて先を特定しない場合を除く。)

(2) 遭難した航空機の **イ** 又は遭難航空機局の呼出符号若しくは呼出名称

(3) **ウ**

(4) 遭難した航空機の **エ**

(5) 遭難した航空機の **オ** 及び針路

- | | | | |
|------------|-------------|--------------|---------------|
| 1 識別 | 2 位置、高度 | 3 所有者若しくは運行者 | 4 遭難信号 |
| 5 速度 | 6 遭難の種類 | 7 緊急信号 | 8 機長のとらうとする措置 |
| 9 乗客及び乗員の数 | 10 機長の求める助言 | | |

B 4 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則の規定により、国際通信を行う航空機局及び航空機地球局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。)に備付けを要するものを1、要しないものを2として解答せよ。

ア 無線局の免許の申請書の添付書類の写し

イ 電波法及び電波法に基づく命令の集録

ウ 無線従事者選解任届の写し

エ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続

オ 航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線測位局及び特別業務の局の局名録

B 5 次の記述は、無線局の定期検査(電波法第73条第1項の検査)について、同法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局(総務省令で定めるものを除く。)に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格(主任無線従事者の要件等に係るものを含む。)及び員数並びに **ア**(以下「無線設備等」という。)を検査させる。ただし、当該無線局の発射する **イ** に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する **イ** の検査を行う。

の検査は、当該無線局についてその検査を の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある **ウ** が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、 の規定にかかわらず、その時期を延期し、又は省略することができる。

の検査は、当該無線局の免許人から、 の規定により総務大臣が通知した期日の **エ** 前までに、当該無線局の無線設備等について総務大臣の登録を受けた者(「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。)が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、 の規定にかかわらず、その一部を省略することができる。

の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、 **オ** に処する。

- | | | | |
|--------|--------------|---------------|----------------------|
| 1 業務書類 | 2 時計及び書類 | 3 船舶 | 4 船舶又は航空機 |
| 5 1箇月 | 6 電波の質 | 7 電波の質又は空中線電力 | 8 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 |
| 9 10日 | 10 50万円以下の罰金 | | |

B 6 次の記述は、局の執務時間について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

航空移動業務及び航空移動衛星業務の各局は、 **ア** に正しく調整した正確な時計を備え付ける。

航空局又は航空地球局の執務は、その局が飛行中の航空機と無線通信業務に対して責任を負う全時間中 **イ** とする。

飛行中の航空機局及び航空機地球局は、航空機の **ウ** に不可欠な通信上の必要性を満たすために業務を維持し、また、権限のある機関が要求する **エ** を維持する。さらに、航空機局及び航空機地球局は、安全上の理由がある場合を除くほか、関係の **オ** に通知することなく **エ** を中止してはならない。

- | | | | |
|-----------------|-----------|------|--------------|
| 1 所属する国又は地域の標準時 | 2 随時 | 3 無休 | 4 協定世界時(UTC) |
| 5 安全及び正常な飛行 | 6 効率的な運航 | 7 聴守 | 8 通信連絡 |
| 9 航空局又は航空地球局 | 10 運航管理機関 | | |